

2010年4月30日

各位

社団法人 日本金地金流通協会
専務理事 小鶴 勝昭

貴金属地金取引を利用した振込め詐欺に関する対応策についてのお願い

2009年11月19日、12月3日及び12月22日付けにて、当協会より「貴金属を利用した振込め詐欺」についてのご注意をお願いしております。本年4月28日に開催されました当協会理事会におきまして、支払い手段を振込みとする地金販売における消費者の被害を一層防止するため、協会として「振込み人と引き取り人が異なる取引の中止」、「本人確認と振込名義人への地金引渡しの徹底」及び「引渡しの際の留意点」が、下記の通り、合意されました。皆様におかれましても、当協会会員および登録店からが関与する被害を出さないようご尽力並びにご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 振込み人と引き取り人が異なる取引の中止

振込み人と送付先名又は店頭での地金引取り人が異なる場合、販売しないものとする。(但し、振込人が代理人を利用する相応の事由があり、委任状、及び委任状に基づき本人への代理人利用の意思とその内容確認、代理人の本人確認書類で代理人の身元を確認等で、販売店が当該取引について詐欺ではないと十分確信できる場合は、この限りではない。)

2. 本人確認と振込名義人への地金引渡しの徹底

本人確認を厳重に行うとともに、振込み人への地金引渡しを徹底する。

3. 引渡しの際の留意点

地金を送付する際は、通常、当該販売店が利用している方法により行い、特に、振込み人あるいは代理人の都合から配送方法は変更しないこととする。

4. 振込み人以外への返金振込み及び現金返金の中止

振込まれた貴金属地金購入代金の返金を求められた場合、振込み人が利用した振込口座以外への送金、又は本人以外の代理人等への店頭での返金は、しないものとする。

(ご留意) 当該振込め詐欺に関する法的賠償責任の件

当該振込め詐欺に残念ながら関与した場合、販売店が振込み人に返金する義務が生じ、販売店が本損害を被るという可能性が高いことが考えられますので、本振込め詐欺については、くれぐれも慎重な対応をお願いいたします。

以上